

よくわかる!

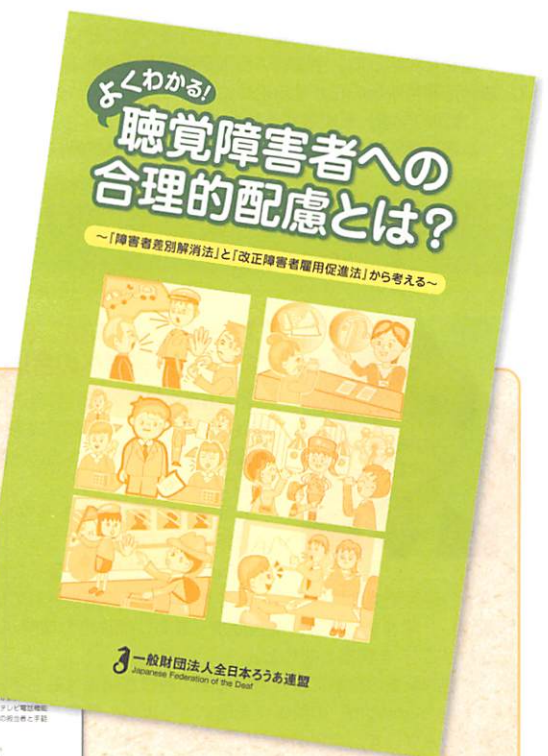
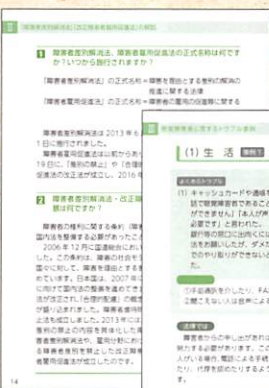
聴覚障害者への合理的配慮とは？

～『障害者差別解消法』と『改正障害者雇用促進法』から考える～

聴覚障害者にとっての「差別」とは何なのか？

聞こえる人たちが想像する「差別」と、私たち聴覚障害者が実際に体験している「差別」には大きな隔たりが依然としてあります。「聴覚障害者の差別事例と合理的配慮不提供の事例アンケート」から、代表的なケースを抽出し、障害者差別解消法や改正障害者雇用促進法を踏まえ、解説を行っています。

★わかりやすい解説と豊富な資料



● A5判 176ページ
● 定価 800円+税

合理的配慮の中身は社会の考え方によって変わります。しかし、今の社会は医学モデルの考え方が中心です。医学モデルを社会モデルの考え方に変える為には運動が必要です。皆さんの力で社会を変えましょう！
「トラブルが起きない、だれもが住みやすい社会へ」
(全日本ろうあ連盟 理事長 石野 富志三郎)

■発行 一般財団法人全日本ろうあ連盟
〒162-0801 東京都新宿区山吹町130 SKビル8階
TEL03-3268-8847 FAX03-3267-3445
http://jfd.shop-pro.jp



＜お申し込み・お問い合わせ＞



よくわかる!

聴覚障害者への合理的配慮とは？

推薦のことは



障がいを知り、ともに生きる

「合理的配慮」という言葉は19世紀アメリカに遡るといふ。しかし言葉だけでは何も変わらない。現実の行動のみが、理念に命を吹き込む。

大学時代、日本赤十字のボランティアとして、国際アビリンピックで各国の障がい者をお迎えした。同じ人間同士、違いを認めあい、支えあっていけば、世の中は変わる…。選手団とともに寝泊りしながら、そんな未来を思い描いた。

世界の理想が結実した障害者権利条約では、「合理的配慮」が盛り込まれ、手話も言語とされた。私は、聴覚障がい者の御意見に基づき、鳥取県将来ビジョンで手話を言語文化と位置づけ、更に「障がいを知り、ともに生きる」あいサポート運動を開始した。全国初の鳥取県手話言語条例の制定が芽となり、手話言語法制定要請決議の花が全自治体に広がった。

「合理的配慮」を実践する社会へ。
本書は聴覚障がい者の実体験に基づき、具体的解決策を示す絶好の一冊だ。

手話を広める知事の会 会長
鳥取県知事

平井 伸治



時宣を得た企画・刊行である

全日本ろうあ連盟による、「よくわかる！聴覚障害者への合理的配慮とは？」の発刊は、直接、聴覚障がいの方々と触れ合う行政窓口をもつ地方自治体や市民、サークル等の方々にとり、心強い教本です。

全国に広がりつつある手話言語法の必要性への理解につながるとともに、受身から能動的対応へと意識の変化を創り出します。

段階的、法律の整備により、障がい者への対応が次第に変わりつつある中、地方自治体ゆえに、日常的に直接触れる障がい者の方々の困り感など、多岐にわたる対応の具現化と、また、手話・要約筆記への政策の転換に道が開かれつつある一方で、現実には判らない、目に見えづらい領域に苦悩している関係者も多く見受けられます。

本書は、わかりやすい事例に重点をおいた教本であり、現状は道半ばであることを知りえる時宣を得た企画・刊行といえます。

「合理的配慮」は、なじみの薄い難解な用語であるだけに、解説書としても必読の書であると推薦致します。

全国手話言語市区長会 会長
北海道石狩市長

田岡 克介



“Total Win-Win”の社会の実現に向けた聴覚障害者への合理的配慮の指南書

2016年の障害者差別解消法および改正障害者雇用促進法が施行され、聴覚障害者への合理的配慮の重要性が増しており、本書の出版は大いに意義深いものです。

私は、最初に第Ⅲ章のトラブル事例を読みました。聴覚障害者が日常遭遇する多くの場面で、当事者間の“Win-Win”の関係を築くためのトラブル解決手段や合理的配慮の具体例についてわかりやすく解説されています。次に全体を通読し、関連する法律、支援制度・事業、行政等の理解が一段と深まり、「よくわかる！」を実感しました。

合理的配慮の理解により当事者間の良好な関係はもちろん、社会全体として“Total Win-Win”の関係が実現できるよう、聴覚障害者に接する可能性のある方のみならず、全ての方々に、是非本書をご一読されますことをお勧め致します。

日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク (PEPNet-Japan) 代表
国立大学法人筑波技術大学学長

大越 教夫



「合理的配慮」の解説がわかりやすい

障害者差別解消法と改正障害者雇用促進法がいよいよスタートしました。これらの法律が、本当に生きてものとなるには「合理的配慮」の理解と実施が決定的となります。「合理的配慮」とは、障害者権利条約で注目を集めた新たな概念です。

本書は、合理的配慮をわかりやすく解説しています。聴覚障害のある人に起こりうる現実的な事例を、交通機関や職場などの場面別に挙げています。例えば、「タクシーに乗りうとして、運転手に行き先を書いたメモと障害者手帳を見せたが乗車拒否された」などは明らかな差別であり、合理的配慮の考え方を押さえながら解決策を紹介しています。

障害当事者はもちろん、行政や企業、支援者、そして多くの市民に手にとってほしい一冊です。

NPO 法人日本障害者協議会代表

藤井 克徳



「合理的配慮」をしていただいた経験から

手話のありがたさを楽しみじみ味わったのは、山梨で開かれた全国ろうあ者大会の控室でのことでした。手話は挨拶くらいしかできない私は、どうやら淋しげだったようです。親切な方が、すぐに、手話通訳を呼んでくださいました。この「合理的配慮」のおかげで、私は話の輪に加わることができました。

大学院で「医療福祉倫理」の授業を受け持つことになったとき、このときの経験が蘇りました。この授業や年に1度の「福祉と医療・現場と政策の新たなえにしを結ぶ会」では、手話通訳を用意し、ろうの方に登壇していただくことをシキタリにしました。

授業や「えにし」の会に参加する行政関係者、福祉や医療のプロ、市民に「合理的配慮」が何かを体得してもらうのが目的です。

「ホンモノの自立と共生」に不可欠な合理的配慮が、あらゆる場面で実現するために、本書は、きっと威力を発揮することでしょう。

国際医療福祉大学大学院
医療福祉ジャーナリズム分野教授

大熊由紀子

読者からのコメント

県の障害福祉担当課長

県の職員全員に読んでもらいたい本。障害福祉課が他の課に「合理的配慮」のことを説明しているが、具体的な配慮の中身をなかなか説明できなくて悩んでいた。このような事例があると大変な難い。

企業人事担当課長

書籍をネットにて購入し、社内のメンバーと勉強中です。法施行後、聴覚障害者の皆さんがスムーズに働けるようになるのか、会社がどのように変わっていくのかが楽しみです。

